

経営概要書

法人名:

公益財団法人 あきた移植医療協会

(公益2)

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 羽瀬友則	基本財産等	155,790千円	所管部課名
設立年月日	平成7年3月29日	県出資等額及び比率	67,842千円 (43.5%)	健康福祉部保健・疾病対策課
設立目的	臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。			
事業概要	(1)臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発、(2)臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発、(3)眼球提供者及び角膜移植希望者の登録、(4)眼球の摘出、保存及びあっせん、(5)組織適合性検査に係る費用の助成、(6)臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給、(7)医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成、(8)臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究等			
関連法令、県計画	臓器の移植に関する法律、秋田県医療保健福祉計画			

2 令和3年度事業実績

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、眼球を除く臓器については、件数が激減し、依然として移植希望登録者に比べ提供が極めて少ない状況が続いている。
本県における令和3年度の実績は、献眼が2件あったのみで、臓器提供はなく、全国と同様、臓器提供件数の少ない状況が続いている。このため、本来は積極的な啓発が必要であるが、コロナ禍により対人・対面による接触機会を減らし、感染の恐れが比較的小さいと思われる事業を中心に、関係機関・団体と連携し、角膜移植を含めた臓器移植等に関する知識の普及と移植医療の環境づくりに努めるべく、各種の事業を行った。

<事業目標・実績>

項目	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
普及啓発資料の配布(枚数)	目標	45,000	45,000	45,000
	実績	33,283	39,330	—
院内コーディネーター設置病院の割合(%)	目標	90	90	100
	実績	100	100	—
臓器提供の意思表示の割合(%)	目標	25	25	25
	実績	※	※	—

※新型コロナウイルス感染症の影響で調査未実施

3 組織

①役員数(R4.7.1現在)

(単位:人)

区分	理事		監事		評議員		役員報酬
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	
常勤							支給対象者 (R3年度) 一人
内、県退職者							
内、県職員							
非常勤	10	10	2	2	10	10	平均年齢 一歳
内、県退職者			2	2	1	1	
内、県職員							平均報酬年額 (R3年度) 一千元
計	10	10	2	2	10	10	
内、県関係者			2	2	1	1	

②職員数(R4.4.1現在)

(単位:人)

区分	R3	R4	正職員
	内、県退職者	3	
出向職員	1	1	平均勤続年数 6.4年
内、県職員			平均年収 (R3年度) 2,980千円
臨時・嘱託			
内、県退職者			
計	3	3	
内、県関係者	1	1	

③理事会回数

R2	R3
6回	3回

4 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
經常収益	19,191	15,806
基本財産・特定資産運用益	918	907
受取会費・受取寄附金	7,111	1,785
受託事業収益	6,096	6,306
自主事業収益	600	600
受取補助金・受取負担金	546	1,259
その他の収益	3,920	4,949
經常費用	18,874	14,563
事業費	11,259	11,943
管理費	7,615	2,620
人件費(事業費分含む)	10,369	10,508
当期經常増減額	317	1,243
經常外収益		
經常外費用		
当期經常外増減額		
当期一般正味財産増減額	317	1,243
当期指定正味財産増減額	△ 3,322	△ 4,533
当期正味財産増減額合計	△ 3,005	△ 3,290

<主な経営指標>

項目	令和2年度	令和3年度	増減※
經常収支比率(經常収益÷經常費用)	101.7%	108.5%	+6.9
流動比率(流動資産÷流動負債)	1312.1%	1853.3%	+541.2
自己資本比率(純資産計÷負債・純資産計)	99.9%	99.9%	△0.0
有利子負債比率(有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

②貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度
流動資産	2,716	3,966
固定資産	169,280	164,747
資産計	171,996	168,713
流動負債	207	214
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	207	214
指定正味財産	169,280	164,747
うち基本財産充当額	155,790	155,790
一般正味財産	2,509	3,752
うち基本財産充当額		
正味財産計	171,789	168,499
負債・正味財産計	171,996	168,713

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

※中小企業退職共済制度へ加入している。

5 県の財政的関与の状況

(単位:千円)

区分	令和2年度	令和3年度	支出目的・対象事業概要等
補助金			
委託費	6,096	6,306	臓器移植連絡調整者設置事業、臓器移植普及啓発事業
指定管理料			

◎法人の行動計画(平成30年度~令和3年度)

課題	取組	実績
県関与のあり方 継続	見直しの方向性 経営健全化に向け、経営改善を積極的に進めるとともに、公益的事業の安定実施に努める。	
課題	臓器移植法に基づき、県は移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずる必要がある。法人の運営については、会費収入等は拡大しているものの、大幅な収入増は見込めないことに加え、長期にわたる金利の低下により基本財産からの利息収入の増加は望めないことから、引き続き県の関与が必要である。	
取組	啓発事業を通じて県民への働きかけを続け会員増に繋げるとともに、既に協力を得ている様々な個人・法人の協力を得ながら更なる会費収入の増に努める。また、賛同する企業・団体を「グリーンリボンサポーター」と位置付け、その自主的な普及啓発活動を促進・支援することにより、更なる啓発を図る「グリーンリボンサポーター事業」を実施する。経営改善については、引き続き検討・実施していく。 【平成30~令和3年度】・賛助会員の拡大、募金活動の強化・グリーンリボンサポーター事業の実施 各年度 10団体	
実績	【グリーンリボンサポーター事業の実施】 【平成30年度】県内137団体に、グリーンリボンサポーター事業の周知活動を実施し、40団体から新規届出があった。 【令和元年度】「移植医療50周年記念事業」に合わせ、広く県民に「移植医療50周年記念募金」を呼びかけ、169万円余の募金が集められた。また、県内84団体にグリーンリボンサポーター事業の周知を行い、45団体から新規届出があった。 【令和2年度】コロナ禍により、共催する第56回日本移植学会総会がオンライン開催となったことに伴い、同総会の中の「特別企画」として会員限定のオンラインで市民公開講座を実施(県からの事業委託なし)。また、グリーンリボンサポーター事業についても、実施を自粛(新規届出1件)。 【令和3年度】グリーンリボンサポーター事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施を自粛(新規加入1団体)。	

I 自己評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	A	3 事業実施	(B)	4 財務状況	C
協会は、県及び県内全市町村並びに賛同する企業・団体等の出捐により設立された団体であり、専門的知識を有する職員を配置し、県や医療機関をはじめとする関係団体等と協働し、また、県からの委託を受けて、臓器移植及び組織移植の推進に関する事業を実施しており、公共的役割を果たしている。		常勤職員を置き、適切に事務・事業を進めている。事業規模に鑑み、常勤役員は配置していないが、理事長と定例の決裁日を設けているほか、メール等により随時役員・監事とも、報告・連絡・相談できる体制を構築しており、組織体制に全く問題はない。		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対人・対面等による接触機会を減らしながらも、県や国の感染症対策を遵守しながら、できる限りの周知・啓発活動を行ったが、例年通りとまではいかなかった。		協会の人員体制及び財政規模は、協会の設立目的を達成する上で、必要最小限の規模である。それに対し、昨今の低金利、新型コロナウイルス感染症による対面・対人行為の自粛、経済の停滞等で、収入は先細り、特定資産を取り崩して財源を補っている状況にあり、今後も厳しい経営が想定され、抜本的な財政支援や運営形態の見直し等を講じる必要がある。	

II 所管課評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(B)	4 財務状況	C
臓器移植に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、臓器移植のための整備支援並びに角膜及び強膜のあっせんを行うことにより、移植医療の推進を図り、もって県民の健康と福祉の向上に大きく寄与するもので、公共的役割を十分に果たしている。		常勤役員は配置していないが、常勤職員が定期的に理事長の決裁を受けているほか、必要に応じて随時法人運営等について指示を受けており、組織体制は適切に維持されている。		普及啓発事業は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて一部中止を余儀なくされたが、院内臓器移植コーディネーターを県内医療施設に配置し、研修等により移植医療体制の強化を図っている。		賛助会員の会費収入拡大や眼球あっせん業による収入増加等、経営努力を行っているが、安定的ではなく、経常収支のマイナスを特定資産で補填している状況である。今後も収支均衡を図るとともに、協会のあり方について必要な検討を行っていく。	

III 外部専門家のコメント

経常収益のその他の収益には、特定資産のうちの移植医療推進積立資産を取り崩して振り替えたものが、4,450千円含まれている。基本財産や特定資産の運用益は乏しく、県からの受託金6,306千円や受取寄附金等だけでは、事業費及び管理費を賄いきれないのが現状である。ここ数年、基本財産や特定資産の取崩が継続していて、来期の収支予算書においても取崩が見込まれている。将来的に大幅な収入増が見込めないのであれば、このような状況がさらに続くものと思われるが、法人の使命・事業目的を今後も引き続き達成していくためには、県の継続的な関与が必要である。

IV 委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(B)	4 財務状況	C
三セクの行動計画は「県が実施すべき事業を主たる事業とする法人」かつ「経営健全化に向け、経営改善に積極的に取り組むべき法人」に位置づけられている。秋田県医療保健福祉計画に基づく臓器移植の推進に関する事業を実施しており、県の施策における協働事業体としての役割は大きい。		常勤の役員は配置されていないものの、常勤職員が配置されており、実務遂行上の体制は整っている。		院内コーディネーター設置病院の割合は目標を達成した。普及啓発資料の配布枚数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業を中止したこともあり、目標に届かなかったものの、目標値の80%を超える達成度となっている。		基本財産や特定資産の運用益では事業費及び管理費を賄いきれず、慢性的な赤字となっており、基本財産及び特定資産の取り崩しにより収益不足を補っている状態である。収支の改善はもとより、法人のあり方についても検討を行っていく必要がある。公益法人の財務3基準は満たしている。	

V 前年度委員会評価

1 公共的役割	A	2 組織体制	B	3 事業実施	(C)	4 財務状況	C
評価結果を受けて実施した経営健全化に向けた対応（概要）							
新型コロナウイルスの感染拡大が長引き、経済活動も停滞している中で、対面・訪問を避け、関係機関へのポスターやパンフ等の配布による周知と賛助会員の勧誘を行い、最終的に法人では3法人・35口の増、個人では2名・29口の減となり、トータルで賛助会員費は88,000円の増にとどまった。また、法人のあり方については、県と事務局レベルでの数回のやりとりを踏まえ、担当課長と理事長による話し合いが行われ、法人のあり方について県と事務局で継続して協議することとなった。							

法人名 (公財)あきた移植医療協会

①令和4年度計算書類等

法人所管課 保健・疾病対策課

公益財団法人あきた移植医療協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人あきた移植医療協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発
- (2) 臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発
- (3) 眼球提供者及び角膜移植希望者の登録
- (4) 眼球の摘出、保存及びあっせん
- (5) 組織適合性検査に係る費用の助成
- (6) 臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給
- (7) 医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成
- (8) 臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の

3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、

必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する理事が議長の職務を代行する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する個人及び法人その他の団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 鑑隆千代、五十嵐潔、岩本孝一、大沼文哉、加藤哲郎、小玉喜久子、
 羽渕友則、古谷隆一、吉富健志、吉本弘志
監事 井上 栄、斉藤俊高
- 4 この法人の最初の理事長は、加藤哲郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
阿部 徹、石井静枝、烏トキエ、佐藤 滋、高橋 豊、鳥海良寛、
松橋文昭、皆河崇志、村田純治、吉田萬里子
- 6 この法人の設立の登記の日において、この法人の賛助会員として登録されている個人又は法人は、同日においてこの定款第45条による賛助会員としての資格を取得したものとみなす。

附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成28年11月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成29年6月20日）から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産の種別	金額等
投資有価証券等	155,790,000円

法人への出資団体等一覧

所管課(内線):

法人名: 公益財団法人 あきた移植医療協会

出資等団体数	91	基本財産合計額	155,790千円
--------	----	---------	-----------

(出資団体等一覧)

出資団体等名	出資団体等名
秋田県	秋田中央ライオンズクラブ
秋田市	湯沢秋田ライオンズクラブ
能代市	秋田県腎臓病患者連絡協議会
横手市	資生堂秋田支社
大館市	秋田酒類卸協同組合
男鹿市	秋田ゾンタクラブ
湯沢市	秋田県自動車販売店協会
鹿角市	秋田県老人クラブ連合会
由利本荘市	(社)秋田県薬剤師会
潟上市	共立医療電機秋田営業所
大仙市	秋田ライオンズクラブ
北秋田市	松経会 横手ライオンズクラブ
にかほ市	太平洋石油販売(株)秋田支店
仙北市	(社)秋田県医師会
小坂町	秋田県酒造組合
上小阿仁村	秋田県生命保険協会
藤里町	(株)大塚商店
三種町	秋田指月(株)
八峰町	湯沢TDK(株)
五城目町	(株)キャッツ電子設計
八郎潟町	(有)エレクトラ
井川町	(財)秋田県総合保健事業団
大潟村	(株)鮎川工業所
美郷町	(株)秋田サンリッツ
羽後町	(株)秋田新電元
東成瀬村	(株)太洋製作所

出資団体等名	出資団体等名
ジューキ電子工業(株)	象潟TDK(株)
ダンエレクトロニクス(株)	秋田テレビ(株)
(株)サンワ	(社)秋田県看護協会
(株)伊達電器製作所	アルファ・エレクトロニクス(株)
横浜電子工業(株)	秋田県婦人団体協議会
高尾工業(株)	ライオンズクラブ国際協会332-F地区
(株)東北フジクラ	(財)秋田厚生会
岩田光学工業(株)秋田工場	(株)秋田銀行
TDK(株)	国際ソロプチミスト秋田
ロード電子工業(株)	秋田県商工会議所連合会
(株)同和半導体	(株)北都銀行
ミタケ電子工業(株)	(社)秋田県歯科医師会
小坂通信工業	秋田県厚生連
福本製作所(株)秋田工場	
日本SMT(株)	
(株)秋田放送	
秋田魁新報社(株)	
大内TDK(株)	
秋田日野自動車(株)	
秋田電子(株)	
ニッポ電工(株)	
(株)エイビック	
秋田県医薬品卸組合	
山崎ダイガスト(株)秋田工場	
(株)辻兵	
横手精工(株)	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：公益財団法人あきた移植医療協会

時 点：令和4年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理 事	浅野 雅彦	秋田県商工会議所連 合会事務局長
2	理 事	石塚 真人	秋田テレビ株式会社 代表取締役社長
3	理 事	伊藤 和美	一般社団法人秋田県 銀行協会常務理事兼 事務局長
4	理 事	岩瀬 剛	秋田大学大学院医学 系研究科 眼科学講座 教授
5	理 事	内山 博之	秋田県眼科医会 会長
6	理 事	小玉 喜久子	秋田県女性団体協議 会 会長
7	理 事	齋藤 満	秋田大学大学院医学 系研究科血液浄化療 法部准教授
8	理 事	佐藤 利秋	本荘鶴舞ライオンズ クラブ
9	理 事	畠山 和明	秋田県腎臓病患者連 絡協議会 副会長
10	理 事	羽瀧 友則	秋田大学大学院医学 系研究科長・医学部 長
11	監 事	井上 よしえ	公益社団法人 秋田県 看護協会 監事
12	監 事	村上 健司	公益財団法人 秋田県 総合保健事業団専務 理事
13	評議員	阿部 徹	秋田県眼科医会(阿部 眼科医院院長)
14	評議員	佐々木 修	一般社団法人秋田県 薬剤師会 常務理事
15	評議員	佐藤 寿美	社会福祉法人秋田県 社会福祉協議会 常 務理事
16	評議員	白川 秀子	公益社団法人秋田県 看護協会 会長
17	評議員	中嶋 洋子	秋田県地域婦人団体 連絡協議会 常任委 員
18	評議員	藤山信弘	秋田大学医学部附属 病院臨床研究支援セ ンター講師
19	評議員	松橋 文昭	秋田県腎臓病患者連 絡協議会事務局長
20	評議員	三浦 英一	本荘鶴舞ライオンズ クラブ
21	評議員	宮内 美輝子	国際ソロプチミスト 秋田 トレジャーラー
22	評議員	柳澤 俊晴	大曲厚生医療セン ター 副院長
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和4年度事業計画

1. 基本方針

平成9年に臓器移植法が施行され、脳死後での臓器移植が制度化され、また、平成22年に施行された改正臓器移植法では、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死後の臓器提供が可能となり、臓器移植の進展が期待され今日に至っている。

しかし、2021年は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、眼球を除く臓器については、脳死下、心停止後を合わせた臓器提供件数が全国で79件と2020年に続く少ない提供件数となり、依然として、臓器移植希望登録者数に比べ臓器提供が極めて少ないという状況が続いている。

本県においては、これまで脳死下臓器提供が1件、心停止後臓器提供が5件あったものの、全国と同様、臓器提供件数が少ない状況が続いている。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、新型コロナウイルス感染症の動向にも留意しつつ、引き続き、関係機関・団体と連携し、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及と角膜移植を含めた臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、移植医療推進の環境づくりに努めることとする。

事業計画の案は、次のとおりである。

2. 移植医療等の普及啓発事業の実施

(1) グリーンリボンキャンペーン 2022 in AKITA の開催

移植医療の知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、全国的に実施されるキャンペーンの一環として普及啓発事業を実施する。

(2) 臓器移植推進街頭キャンペーンの実施

臓器移植普及推進月間及び眼の愛護デーの一環として、関係機関との共催で臓器移植推進街頭キャンペーンを実施し、臓器及び組織に関する普及啓発資料の配付と献眼登録の呼びかけを行う。

(3) 種苗交換会／移植医療普及推進キャンペーン

大規模なイベントである種苗交換会の会場において、関係資料の配布、アンケート等を実施しながら移植医療の普及啓発を行う。

(4) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療のシンボルカラーであるグリーンにライトアップすることを通じて移植医療への理解が広がることを目的として、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」及び臓器移植法が施行された10月16日（グリーンリボンデー）を中心に県内の建造物等をグリーンにライトアップする事業を実施する。

(5) 秋田魁新聞への広告掲載

健康保険証等裏面の意思表示欄の周知や意思表示の促進並びに10月に開催するグリーンリボンキャンペーンを広く周知するため、秋田魁新聞に広告を掲載する。

(6) 移植医療に関する啓発冊子等の配布

街頭キャンペーン、種苗交換会といった大規模なイベント会場等において、県、秋田市、ライオンズクラブ、秋田県腎臓病患者連絡協議会等の協力を得ながら、移植医療に関する啓発冊子等を配布し、臓器提供の意思表示や献眼登録の呼びかけを行う。

また、「新成人の集い」実施市町村に対し、移植医療の普及啓発資料などの配布を依頼する。

(7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、関係団体と共催で「腎臓病を考える集い」を開催する。

(8) 「いのちを考える学習会」の開催等

教育機関等と連携し、「いのちを考える学習会」を開催し、講演を通して児童・生徒等に対して移植医療の普及啓発を図るほか、随時講師の要請に対応する。

(9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが実施している社会貢献推進のためのレシートキャンペーンによる支援対象団体への登録を行い、毎月 11 日に開催される黄色いレシートキャンペーンに参加し、移植医療の推進を呼びかける。

(10) グリーンリボンサポーター事業

移植医療に理解のある企業・団体などに働きかけ、趣旨に賛同して自主的な普及啓発活動に取り組んでいただける「グリーンリボンサポーター」の拡充を図るとともに、グリーンリボンサポーターに対して新たな取組へのチャレンジを要請・支援する。

3. 相談・助言に関する事業

一般県民を対象に、移植医療全般について、電話、メール、面談等による相談に応ずるとともに、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じる。

4. 臓器移植環境整備事業の実施

(1) 秋田県院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会

臓器移植に関する知識の習得、臓器提供・移植発生症例の検討のほか、病院間の情報交換を図るため、秋田県院内臓器移植コーディネーターと秋田県 MSW 協会会員との合同の研修会を開催する。

(2) 院内研修会・臓器提供シミュレーションの開催

臓器提供施設関係者の臓器移植に対する理解を深めるとともに、臓器提供の意思を持つ患者や家族の支援のあり方を考える勉強会を病院内で開催する。

(3) 移植医療推進委員会の開催

秋田県内の移植医療の推進を図るため、県内の移植医療関係者による移植医療推進委員会を設置し、県民の移植医療の推進に向けた検討等を行う。

(4) 脳死下臓器提供に係る関連団体の連絡会議

脳死下臓器提供事例が発生した場合に混乱なく本人あるいは家族の意思に沿った提供ができる体制の確認を目的として、関連団体の連絡会議を開催する。

(5) 法的脳死判定における脳波測定研修会の開催

法的脳死判定等に適切に対処するため、移植医療の現場における脳波測定に関する知識・技術の向上を図ることを目的とする研修会を開催する。

(6) 院内体制整備事業への支援

日本臓器移植ネットワークが実施する臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内体制を整備することを目的とした「院内体制整備事業」を県内で実施する施設に対して支援を行う。

(7) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示の推進を目的として、医療機関の協力のもと、臓器移植普及推進月間である10月から3月に入院された患者へ意思表示啓発資料を配付する。

(8) 病院の臓器提供マニュアル作成・改訂への協力

日本臓器移植ネットワークと協力し、各病院の臓器提供マニュアルの作成や改訂への支援を行う。

(9) 院内臓器移植コーディネーター設置病院の訪問等

院内臓器移植コーディネーター設置病院等を訪問し、臓器及び組織移植制度の普及、臓器及び組織提供時における協力要請、情報収集を行う。

(10) 透析施設への情報提供

透析施設に、組織適合性検査に対する助成事業として、臓器移植に関する法律に定められた臓器の移植希望登録者に対し、HLA検査料の一部助成の案内をする。

また、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成し、配布する。

(11) 臓器及び組織提供への対応

臓器及び組織提供に関する家族への説明、提供から移植までの手続や提供施設から移植施設までの臓器の搬送、提供後の家族のケア等、ドナーやドナー家族への対応を24時間体制で実施する。

5. 眼球のあっせん等に関する事業

(1) 眼球提供者等の登録

県内市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付するなどにより、献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行と移植希望者の登録を行う。

(2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行う。

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、献眼登録者を対象に、献眼に関する資料と協会だよりを配布する。

6. 組織移植コーディネーター事業

羊膜提供に伴う組織移植コーディネート業務を行う。

7. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

「あきた移植医療協会だより」を作成し、市町村の公共施設、医療機関、県関係機関、賛助会員、献眼登録者等へ配布する。

(2) 協会ホームページの運営

随時に更新し、移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努める。

8. 助成事業等の実施

臓器及び組織提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施する。

9. 臓器移植を推進するための調査・研究事業

(1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施する。

(2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術の習得等に努める。

10. 法人の運営

(1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。

理事会 令和4年5月、令和5年3月

評議員会 令和4年6月

(2) 監査会の開催

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認していただくため、監査会を開催する。

監査会 令和4年4月

(3) 事務の適正な処理

四半期及び決算期等において、顧問税理士による経理事務の執行状況等に関する確認・指導を受け、

事務の適正な処理に努める。

(4) 財政基盤の強化への取組

財政基盤の強化のため、引き続き賛助会員の拡大等に取り組む。

令和4年度 収支補正予算書(損益計算方式)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	補正額	補正後の額	備考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	625,000	0	625,000	利付国債利息、定期預金利息、償却差益
基本財産受取利息等	625,000	0	625,000	
② 特定資産運用益	0	0	0	定期預金利息
特定資産受取利息	0	0	0	
③ 受取会費	1,491,000	0	1,491,000	団体:1口5,000円×192口
賛助会員会費	1,491,000	0	1,491,000	個人:1口3,000円×177口
④ 事業収益	800,000	0	800,000	角膜 @150,000円×4眼(2人)
あっせん手数料	800,000	0	800,000	強膜 @100,000円×2眼
⑤ 受取補助金等	7,719,000	0	7,719,000	
県受託金	6,544,000	0	6,544,000	Co.設置事業委託、普及啓発事業委託
日本臓器移植ネットワーク等 交付金	1,154,000	0	1,154,000	都道府県支援事業助成金等
秋田大学受託金	21,000	0	21,000	羊膜移植コーディネーター業務受託金
⑥ 受取寄付金	230,000	0	230,000	
一般寄付金	230,000	0	230,000	県眼科医会、黄色いレシート 等
⑦ 基本財産取崩振替額	0	2,000,000	2,000,000	基本財産の一部取崩分
基本財産取崩振替額	0	2,000,000	2,000,000	基本財産取崩分 2,000,000円
⑧ 特定資産取崩振替額	4,000,000	△ 450,450	3,549,550	移植医療推進積立資産取崩分
特定資産取崩振替額	4,000,000	△ 450,450	3,549,550	(R3年度末執行分の減額、残は当該年度取崩)
⑨ 特定資産振替額	260,000	0	260,000	アイバンク用医療機器等減価償却費分
特定資産振替額	260,000	0	260,000	
⑩ 雑収益	0	0	0	預金利息
経常収益計	15,125,000	1,549,550	16,674,550	
(2) 経常費用				
① 事業費	13,718,000	326,000	14,044,000	
給料手当	8,327,000	280,000	8,607,000	臓器移植Co.100% アイバンクCo.90% 事務局長 50%
退職給付費用	168,000	0	168,000	臓器移植Co.
福利厚生費	1,320,000	46,000	1,366,000	臓器移植Co.100% アイバンクCo.90% 事務局長 50%
会議費	0	0	0	院内Co.研修会、移植医療推進委員会 茶菓代
旅費交通費	520,000	0	520,000	Co.活動費、普及啓発活動費 等
通信運搬費	610,000	0	610,000	電話料80%、切手50%
減価償却費	260,000	0	260,000	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	300,000	0	300,000	普及啓発用資料 100%、事務用消耗品 80%
印刷製本費	600,000	0	600,000	普及啓発用ポスター、リーフレット等作成
賃借料	502,000	0	502,000	複写機リース 80%、献眼時タクシー借上 会場使用料
諸謝金	370,000	0	370,000	研修会・キャンペーン講師、眼球摘出等協力医
支払負担金	132,000	0	132,000	事務局入居費用、学会等参加費
租税公課	38,000	0	38,000	印紙代、固定資産税
保険料	45,000	0	45,000	献眼時の傷害保険料
支払助成金	140,000	0	140,000	敬弔金、組織適合検査費用、臓器摘出費用
委託費	386,000	0	386,000	アイバンク医療検査機器管理、血清検査 等
雑費	0	0	0	諸雑費
② 管理費	3,407,000	325,000	3,082,000	
役員報酬	131,000	0	131,000	役員、評議員等報酬
給料手当	2,075,000	279,000	2,354,000	事務局長 50%、アイバンクCo. 10%
福利厚生費	349,000	46,000	395,000	事務局長 50%、アイバンクCo. 10%
会議費	1,000	0	1,000	理事会、評議員会、監査 茶菓代
旅費交通費	24,000	0	24,000	役員等費用弁償、職員旅費
通信運搬費	234,000	0	234,000	電話料20%、切手50%
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	41,000	0	41,000	事務用消耗品 20%
印刷製本費	14,000	0	14,000	寄付金感謝状
賃借料	71,000	0	71,000	理事会等の会場使用料、複写機リース 20%
諸謝金	110,000	0	110,000	顧問税理士会計指導
支払負担金	307,000	0	307,000	入居費用50%、日本臓器移植ネットワーク負担金等
委託費	0	0	0	
雑費	50,000	0	50,000	諸雑費
経常費用計	17,125,000	651,000	17,776,000	
当期経常増減額	△ 2,000,000	898,550	△ 1,101,450	

科目	予算額	補正額	補正後の額	備考
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
特定資産取崩振替額	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却費	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 2,000,000	898,550	△ 1,101,450	
一般正味財産期首残高	2,720,911	1,030,885	3,751,796	R3実績
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0	
一般正味財産期末残高	720,911	1,929,435	2,650,346	
II 指定正味財産増減の部				II 指定正味財産増減の部
受取寄付金	420,000	0	420,000	「当期指定正味財産増減額 △5,409,550」の内訳
固定資産除却損	0	0	0	・基本財産 △2,000,000円
一般正味財産への振替額	4,280,000	1,549,550	5,829,550	⇒ 一般正味財産へ
当期指定正味財産増減額	△ 3,860,000	△ 1,549,550	△ 5,409,550	・移植医療推進積立資産 △3,549,550円
指定正味財産期首残高	165,197,337	0	165,197,337	⇒ 一般正味財産へ
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0	・アイバンク医療機器減価償却額 △260,000円
指定正味財産期末残高	161,337,337	△ 1,549,550	159,787,787	⇒ 一般正味財産へ
III 正味財産期末残高	162,058,248	379,885	162,438,133	・ライオンズクラブ「光の箱」募金 400,000円

令和4年度 収支補正予算の事業別区分経理の内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当初予算額			補正額			補正後の額		
	公益目的事業会計(事業費)	法人会計(管理費)	合計	公益目的事業会計(事業費)	法人会計(管理費)	合計	公益目的事業会計(事業費)	法人会計(管理費)	合計
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	625,000	0	625,000	0	0	0	625,000	0	625,000
基本財産受取利息	625,000	0	625,000	0	0	0	625,000	0	625,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取会費	781,000	710,000	1,491,000	0	0	0	781,000	710,000	1,491,000
賛助会員会費	781,000	710,000	1,491,000	0	0	0	781,000	710,000	1,491,000
事業収益	800,000	0	800,000	0	0	0	800,000	0	800,000
あっせん手数料	800,000	0	800,000	0	0	0	800,000	0	800,000
受取補助金等	7,719,000	0	7,719,000	0	0	0	7,719,000	0	7,719,000
県受託金	6,544,000	0	6,544,000	0	0	0	6,544,000	0	6,544,000
日本臓器移植ネットワーク交付金等	1,154,000	0	1,154,000	0	0	0	1,154,000	0	1,154,000
秋田大学受託金	21,000	0	21,000	0	0	0	21,000	0	21,000
受取寄付金	68,000	162,000	230,000	0	0	0	68,000	162,000	230,000
一般寄附金	68,000	162,000	230,000	0	0	0	68,000	162,000	230,000
基本財産取崩振替額	0	0	0	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
基本財産取崩振替額			0	1,000,000	1,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
特定資産取崩振替額	2,300,000	1,700,000	4,000,000	0	△ 450,450	△ 450,450	2,300,000	1,249,550	3,549,550
特定資産取崩振替額	2,300,000	1,700,000	4,000,000		△ 450,450	△ 450,450	2,300,000	1,249,550	3,549,550
特定資産振替額	260,000	0	260,000	0	0	0	260,000	0	260,000
特定資産振替額	260,000	0	260,000	0	0	0	260,000	0	260,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常収益計	12,553,000	2,572,000	15,125,000	1,000,000	549,550	1,549,550	13,553,000	3,121,550	16,674,550
(2) 経常費用							0	0	
役員報酬	0	131,000	131,000	0		0	0	131,000	131,000
給料手当	8,327,000	2,075,000	10,402,000	280,000	279,000	559,000	8,607,000	2,354,000	10,961,000
退職給付費用	168,000	0	168,000	0	0	0	168,000	0	168,000
福利厚生費	1,320,000	349,000	1,669,000	46,000	46,000	92,000	1,366,000	395,000	1,761,000
会議費	0	1,000	1,000	0		0	0	1,000	1,000
旅費交通費	520,000	24,000	544,000			0	520,000	24,000	544,000
通信運搬費	610,000	234,000	844,000			0	610,000	234,000	844,000
減価償却費	260,000	0	260,000			0	260,000	0	260,000
消耗什器備品費	0	0	0			0	0	0	0
消耗品費	300,000	41,000	341,000			0	300,000	41,000	341,000
印刷製本費	600,000	14,000	614,000			0	600,000	14,000	614,000
賃借料	502,000	71,000	573,000			0	502,000	71,000	573,000
諸謝金	370,000	110,000	480,000			0	370,000	110,000	480,000
支払負担金	132,000	307,000	439,000			0	132,000	307,000	439,000
租税公課	38,000	0	38,000	0	0	0	38,000	0	38,000
保険料	45,000	0	45,000	0	0	0	45,000	0	45,000
支払助成金	140,000	0	140,000	0	0	0	140,000	0	140,000
委託費	386,000	0	386,000			0	386,000	0	386,000
学会等共催事業開催費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑費	0	50,000	50,000	0	0	0	0	50,000	50,000
経常費用計	13,718,000	3,407,000	17,125,000	326,000	325,000	651,000	14,044,000	3,732,000	17,776,000
当期経常増減額	△ 1,165,000	△ 835,000	△ 2,000,000	674,000	224,550	898,550	△ 491,000	△ 610,450	△ 1,101,450
2. 経常外増減の部							0	0	
(1) 経常外収益							0	0	
特定資産取崩振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							0	0	
固定資産除却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0			0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,165,000	△ 835,000	△ 2,000,000	674,000	224,550	898,550	△ 491,000	△ 610,450	△ 1,101,450
一般正味財産期首残高			2,720,911			1,030,885	0	0	3,751,796
一般正味財産期末残高			720,911			1,929,435	0	0	2,650,346
II 指定正味財産増減の部							0	0	
受取寄付金			420,000				0	0	420,000
固定資産除却損			0			0	0	0	0
一般正味財産への振替額			4,280,000			1,549,550	0	0	5,829,550
当期指定正味財産増減額			△ 3,860,000			△ 1,549,550	0	0	△ 5,409,550
指定正味財産期首残高			165,197,337			0	0	0	165,197,337
指定正味財産期末残高			161,337,337			△ 1,549,550	0	0	159,787,787
III 正味財産期末残高			162,058,248			379,885	0	0	162,438,133

法人名 (公財)あきた移植医療協会

②令和3年度計算書類等

法人所管課 保健・疾病対策課

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	預金	普通預金	運転資金として	3,560,062	
		秋田銀行県庁支店 北都銀行秋田駅前支店			
		定期預金	償却差益として	254,063	
	秋田銀行県庁支店				
前金払		第179回利付国債経過利息	49,150		
流動資産合計				3,966,011	
(固定資産)	基本財産	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	37,412,817	
				18,000,000	
				450,450	
	投資有価証券	179回利付国債	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	38,549,550	
		325回利付国債		23,398,919	
		62回利付国債		37,978,264	
	特定資産	医療機器購入積立資産	普通預金 秋田銀行県庁支店	アイバンク事業の積立資産であり、医療機器取得資金として管理されている預金	3,506,316
		移植医療推進積立資産	定期預金 秋田銀行県庁支店	普及啓発事業の積立資産であり、移植医療推進資金として管理されている預金	3,549,550
	その他固定資産	医療器械		公益目的保有財産であり、角膜の検査機器等として使用している	1,257,161
		什器備品		公益目的保有財産であり、眼球提供希望者登録用機器として使用している	160,650
無形固定資産	ソフトウェア		公益目的保有財産であり、献眼情報登録システム用ソフトウェアとして使用している	483,210	
固定資産合計				164,746,887	
資産合計				168,712,898	
(流動負債)	未払金		社会保険料の未払いほか	89,182	
	預り金		社会保険料の預かり金ほか	125,033	
流動負債合計				214,215	
(固定負債)					
固定負債合計				0	
負債合計				214,215	
正味財産				168,498,683	

令和3年度

事業報告書

令和3年4月 1日から

令和4年3月31日まで

公益財団法人あきた移植医療協会

I 令和3年度事業の実施状況

1. 概要

平成9年に臓器移植法が施行され、脳死後での臓器移植が制度化されたことに加え、平成22年には、改正臓器移植法の施行により、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死後の臓器提供が可能となり、臓器移植の進展が期待され今日に至っている。

しかし、令和2年から感染が急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響もあって、眼球を除く臓器については、脳死下、心停止下を合わせた臓器提供件数が激減し、依然として臓器移植希望登録者数に比べ臓器提供が極めて少ないという状況が続いている。

本県においては、これまで脳死下臓器提供が1件、心停止下臓器提供が5件あったものの、全国と同様、臓器提供件数が少ない状況となっている。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、引き続き、関係機関・団体と連携し、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及と角膜移植を含めた臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、移植医療推進の環境づくりに努めるべく、各種の事業を計画した。

こうしたところ、新型コロナウイルス感染症が終息に至らず、引き続き対人・対面による接触機会を減らし、感染の恐れが比較的少ないと思われる事業を中心に実施せざるを得ない事態となった。

令和3年度の事業実施状況は、次のとおりである。

2. 移植医療等の普及啓発事業

(1) 臓器移植推進街頭キャンペーン

毎年10月の「臓器移植普及推進月間」及び眼の愛護デーの一環として、秋田駅で臓器移植推進街頭キャンペーンを実施し、移植医療に関する普及啓発資材（ポケットティッシュ）の配布を行った。約3,000個（各日1,000個）

日 時：令和3年10月13～15日 17:30～18:30

場 所：秋田駅東西連絡自由通路（ぼぼろ一ど）

参加者：協会職員及び秋田県健康福祉部保健・疾病対策課職員

(2) グリーンリボンキャンペーン 2021inAKITA 市民公開講座（オンデマンド配信）

移植医療の知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、全国的に実施されるキャンペーンの一環として普及啓発事業を実施した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、YouTubeを利用したオンデマンド配信の方法により開催した。

期 間：令和3年10月1～31日

開催形態：YouTubeによるオンデマンド配信

講演内容：①開会の挨拶～新型コロナワクチン接種に思うこと～

公益財団法人あきた移植医療協会 理事長 佐藤 滋

②「新型コロナウイルス感染症と腎臓病」

秋田大学医学部附属病院 血液浄化療法部 准教授 齋藤 満氏

視聴回数：①：119回 ②：132回

(3) 秋田魁新聞への広告掲載

グリーンリボンライトアップの周知や10月に開催する「グリーンリボンキャンペーン2021inAKITA」を広く周知するため、秋田魁新聞に広告を掲載した。

掲載日：令和3年9月27日（月）

(4) グリーンリボンライトアップ事業（新規事業）

移植医療のシンボルカラーであるグリーンにライトアップすることを通じて、移植医療への理解が広がることを目的に、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」及び臓器移植法が施行された10月16日（グリーンリボンデー）を中心に、県内の建造物をグリーンにライトアップする事業を実施した。

場 所：ABS 秋田放送本社

点灯期間：令和3年10月1～31日

点灯時間：17：30～25：00

(5) イオン東北関連店舗におけるデジタルサイネージへの広告掲載（新規事業）

毎年「臓器移植普及推進月間」中に、移植医療のシンボルマークであるグリーンリボンの浸透や臓器提供の意思表示を促進するために、イオン東北株式会社が使用しているデジタルサイネージ「イオンチャンネル」を活用させていただき、より一層の移植医療の普及啓発を行った。

場 所：県内イオン東北関連店舗45か所

期 間：令和3年10月1～31日

(6) マイナンバーカード臓器提供意思表示欄周知のためのポスターの作成

マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄を広く周知するためのポスターを作成し、医療機関等に掲示を依頼した。

配布箇所：医療機関、市町村、県内看護学校、県関係機関、県内報道機関、ライオンズクラブ、グリーンリボンサポーター団体（計806か所）

配布枚数：1,000部

(7) 講師依頼への対応

教育機関等からの要請に対応し、講演を通して移植医療の普及啓発を図った。

- ①令和3年4月15日 秋田県警察学校（参加者17名）
- ②令和3年7月2日 由利本荘市立鶴舞小学校小学4年生（参加者85名）
- ③令和3年9月2日 男鹿市立脇本第一小学校小学5・6年生（参加者37名）
- ④令和3年10月14日 秋田県立湯沢高等学校（動画配信、参加者34名）
- ⑤令和3年10月21日 藤里町立藤里中学校全校生徒（参加者39名）
- ⑥令和3年11月2日 秋田市立豊岩中学校全校生徒（参加者10名）
- ⑦令和3年12月8日 秋田市立岩見山内中学校（参加者35名）
- ⑧令和3年12月14日 大館市立成章小学校（参加者40名）

(8) グリーンリボンサポーター事業

移植医療の推進に理解のある企業・団体等に働きかけ、趣旨に賛同したうえで、自主的な普及啓発活動に取り組んで頂ける企業・団体等を「グリーンリボンサポーター」として認定するとともに、その活動を支援し、移植医療についての県民の理解の浸透を図った。

グリーンリボンサポーター数：計47団体（新規加入1団体）

(9) イオングループ支援対象団体への登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「黄色いレシートキャンペーン」（毎月11日開催）の、支援対象団体への登録を行った。

3. 相談・助言に関する事業

一般県民を対象に、移植医療全般について、電話、メール、面談等による相談に応ずるとともに、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続などの相談に対応した。

4. 臓器移植環境整備事業

(1) 合同研修会の開催

（秋田県院内臓器移植コーディネーター&秋田県医療ソーシャルワーカー協会会員）

人生の最終段階における医療を必要とする患者のご家族が、適切な意思決定を行うことを支援するため、精神的ケア・社会的サポートの一環として、臓器提供を含めた情報を提供することの意義やそのために必要な知識及び技術の習得を目的として研修会を実施した。

日 時：令和3年11月12日（金）14：00～16：00

開催形態：ZOOMを使用したオンライン研修会

参加者：44名

①報告

- ・「臓器提供の現状について」

あきた移植医療協会 秋田県臓器移植コーディネーター 佐々木 聡

- ・「献眼について」

あきた移植医療協会 アイバンク・組織移植コーディネーター 星 陽子

②講演

「臓器提供者家族支援の事例—心理士院内 Co の関わり方—」

筑波大学附属病院 臨床心理士兼院内臓器移植コーディネーター 平井理心

(2) 移植医療推進委員会の開催

移植医療の推進を図るため、県内の移植医療関係者による移植医療推進委員会を設置し、県民の移植医療の推進に向けた検討等を行った。

日 時：令和3年12月16日（木）16：00～17：00

開催形態：ZOOMを使用したオンライン委員会

参加者：委員13名

(3) 臓器提供への対応

県内で臓器提供の可能性があった情報は3件であった。また、他県での脳死下臓器提供事例への対応が1件、他県から秋田大学医学部附属病院までの腎臓搬送が2件あった。

(4) 隣県支援等

脳死下臓器提事案に関し、隣県支援を行った他、あっせん業務研修に参加した。

(5) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示の推進を目的として、医療機関の協力のもと、10月から3月に入院された患者へ意思表示啓発資料を配付した。

配布箇所：県内16救急医療機関

配布枚数：19,930部

(6) 臓器提供の情報提供用冊子の作成（改訂）

医療従事者等が家族に対し臓器提供に係る情報を提供する際に使用するリーフレットを改訂し、県内医療機関へ配布した。

配布部数：2,600部

(7) 臓器提供に関するポケットマニュアルの作成（改訂）

臓器提供時に迅速、適切に対応することができるよう、救急病院の医療従事者が常時携帯できる臓器提供に関するポケットマニュアルを改訂、配布した。

配布箇所：県内26救急告示医療機関

配布部数：2,600部

(8) 病院の臓器提供マニュアル作成・改訂への協力

日本臓器移植ネットワークと協力し、各病院の臓器提供マニュアルの作成や改訂を支援した。

(9) 院内臓器移植コーディネーター設置病院の訪問等

院内臓器移植コーディネーター設置病院等を訪問し、臓器移植制度の普及や、臓器提供時における協力要請、情報収集を行った。

(10) 透析施設への情報提供

透析施設に、組織適合性検査に対する助成事業として、臓器移植に関する法律に定められた臓器の移植希望登録者に対し、HLA検査料の一部助成の案内をした。

また、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成し、配布した。

5. 眼球のあっせん等に関する事業

(1) 角膜、強膜のあっせん

眼球が2名（4眼）から提供があり、4名の方に移植された。

(2) 眼球提供者等の登録

県内市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付するなど、献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードを発行するとともに、移植希望者の登録を行った。

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施（新規事業）

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくように、献眼登録者を対象に献眼に関する資料と協会だよりを配布した。

配布部数：790部

6. 組織移植コーディネーター事業

羊膜提供に伴う関係機関や関係者への説明やそれらの制度周知を行った。

7. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

「あきた移植医療協会だより」を市町村の公共施設、医療機関、県関係機関等へ配布した（4,000部）。

(2) 協会ホームページの運営

定期的（1回以上/月）に更新し、県民への情報提供に努めた。

8. 助成事業等

- ・臓器提供遺族に対する敬弔金の支給 2件
- ・組織適合（HLA）検査に対する助成 2件
- ・眼球摘出等協力医師謝金 角膜3件 強膜2件

9. 臓器移植を推進するための調査・研究事業

(1) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク協会等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会へ参加し、情報収集、コーディネート技術の習得等に努めた。

(2) アンケート調査の実施

県内5類型施設に所属する法的脳死判定が可能な専門医に対して、人生の最終段階における医療（旧：終末期）の治療方針に関するアンケート調査を行ったことに加え、県内39の手術室がある施設に対して、心停止後臓器提供の体制整備に関するアンケート調査を実施した。

II 令和3年度法人の運営

令和3年度の公益財団法人あきた移植医療協会の法人運営状況は、次のとおりである。

1 理事会の開催

(1) 第1回理事会

期 日	令和3年5月25日(火)
開催方法	Zoom ミーティングによるオンラインでの開催
決議事項	・ 令和2年度事業報告及び決算の承認 ・ 令和2年度第1回評議員会の日程
出席等	決議に必要な出席理事の数6名、出席8名、欠席2名 監事出席2名

(2) 第2回理事会

期 日	令和3年7月27日(火)
開催方法	Zoom ミーティングによるオンラインでの開催
決議事項	・ 代表理事(理事長)及び副理事長の選定
出席等	決議に必要な出席理事の数6名、出席9名、欠席1名 監事出席2名

(3) 第3回理事会

期 日	令和4年3月10日(木)
開催方法	Zoom ミーティングによるオンラインでの開催
決議事項	・ 令和3年度収支補正予算案の承認 ・ 令和4年度事業計画及び収支予算案の承認 ・ 特定資産の一部処分の承認 ・ 就業規定の一部を改正する規程の承認 ・ 検査費用助成金交付規定の一部を改正する規程の承認 ・ 提供費用助成金交付規定の一部を改正する規程の承認 ・ 代表理事(理事長)の選定 ・ 事務局長の任免
出席等	全理事10名出席、監事出席2名

2 評議員会の開催

(1) 第1回評議員会

期 日	令和3年6月29日(火)
開催方法	Zoom ミーティングによるオンラインでの開催
決議事項	・ 令和2年度事業報告及び決算の承認 ・ 任期満了に伴う役員及び評議員の選任
出席等	決議に必要な出席理事の数6名、出席6名、欠席4名 監事出席2名

3 監査会の開催

期 日	令和3年4月27日(火) 13時半開会
開催場所	秋田県総合保健センター 第3研修室
内 容	令和3年度事業及び決算の監査
出席等	監事 2名

4 登記事項

令和3年8月11日登記

- ・ 阿部徹評議員、齋藤満評議員、佐藤寿美評議員、白川秀子評議員、松橋文昭評議員、宮内美輝子評議員、柳澤俊晴評議員、稲岡敬弘評議員、鳥海良寛評議員、吉田萬里子評議員の退任(令和3年6月29日)
- ・ 佐藤滋代表理事の退任(6月29日)
- ・ 浅野雅彦理事、石塚真人理事、伊藤和美理事、岩瀬剛理事、内山博之理事、小玉喜久子理事、佐藤滋理事、畠山和明理事、羽瀧友則理事、五十嵐潔理事の退任(6月29日)
- ・ 井上よしえ監事及び村上健司監事の退任(6月29日)

- ・ 阿部徹評議員、齋藤満評議員、佐藤寿美評議員、白川秀子評議員、松橋文昭評議員、宮内美輝子評議員、柳澤俊晴評議員、佐々木修評議員、中嶋洋子評議員、三浦英一評議員の就任(6月30日)
- ・ 浅野雅彦理事、石塚真人理事、伊藤和美理事、岩瀬剛理事、内山博之理事、小玉喜久子理事、佐藤滋理事、畠山和明理事、羽瀧友則理事、佐藤利秋理事の就任(6月30日)
- ・ 井上よしえ監事及び村上健司監事の就任(6月30日)
- ・ 佐藤滋代表理事の就任(7月27日)

令和4年3月15日登記

- ・佐藤滋理事の辞任（令和4年3月11日）
- ・佐藤滋代表理事の退任（3月11日）
- ・羽瀨友則代表理事の就任（3月12日）

5 届出・報告事項（届出・報告先 秋田県）

令和3年6月30日

- ・令和3年度事業報告書等の提出

令和3年8月16日

- ・役員等の一斉改選に伴う変更届

令和4年3月22日

- ・役員変更及び令和4年度事業計画書等の提出

令和3年度 臓器移植コーディネーター、アイバンク・組織移植コーディネーター活動報告書

項 目	回数等	内 容
1 移植医療等の普及啓発事業 (1)リーフ、パンフ等の配布 (2)イベントの開催等 (3)講師の依頼	806 ヵ所 3 回 8 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町村、医療機関、新成人の集い等 普及啓発資料配布枚数：約 39,330 部 ・ 第 56 回日本移植学会総会（共催事業、Web） ・ 「いのちを考える学習会」（小中高）、県警察学校
2 相談・助言に関する事業 (1)レシピエント関係等 (2)献眼等	13 件 5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移植医療に関する相談対応（同一人物重複除く） ・ 献眼に関する相談対応
3.臓器移植環境整備事業 (1) 院内 Co 設置病院訪問等 (2) 透析施設資料配付等 (3) 研修会・会議の開催 (4) ドナー情報 (5) 他都道府県支援 (6) あっせん現地業務研修	78 回 46 件 2 回 3 件 3 件 1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田大学医学部附属病院 ・ 透析施設へ献腎移植希望登録に関する資料配付 ・ 秋田県院内臓器移植 Co 秋田県 MSW 協会会員合同研修会、移植医療推進委員会（いずれも Web 開催） ・ ドナー情報への対応（うち 1 件家族説明） ・ 脳死下臓器提供における手術室対応、腎臓搬送 ・ 他都道府県でのあっせん業務（脳死下臓器提供）
4 眼球のあっせん等に関する事業 (1)眼球提供者等の登録 (2)角膜、強膜のあっせん (3)病院訪問 (4)献眼時対応	5 件 4 件 23 件 5 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイバンク登録証、アイバンクカードの作成等 ・ 角膜 4 件 ・ アイバンク医療機器等確認等 ・ 献眼、感謝状贈呈、移植経過報告等
5 組織移植コーディネーター事業 (1)羊膜バンクへの対応	0 件	
6 情報提供事業 (1)広報関係	3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会ホームページの運営、協会だより発行

令和3年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年4月

公益財団法人 あきた移植医療協会

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	3,662,798	2,487,267	1,175,531
定期預金	254,063	229,191	24,872
未収金	0	0	0
前金払	49,150	0	49,150
流動資産合計	3,966,011	2,716,458	1,249,553
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	55,863,267	55,437,689	425,578
投資有価証券	99,926,733	100,352,311	△ 425,578
基本財産合計	155,790,000	155,790,000	0
(2) 特定資産			
医療機器購入積立資産	3,506,316	3,090,856	415,460
移植医療推進積立資産	3,549,550	8,000,000	△ 4,450,450
特定資産合計	7,055,866	11,090,856	△ 4,034,990
(3) その他の固定資産			
医療器械	1,257,161	1,668,639	△ 411,478
什器備品	160,650	183,330	△ 22,680
その他固定資産合計	1,417,811	1,851,969	△ 434,158
(4) 無形固定資産			
ソフトウェア	483,210	546,930	△ 63,720
無形固定資産合計	483,210	546,930	△ 63,720
固定資産合計	164,746,887	169,279,755	△ 4,532,868
資産合計	168,712,898	171,996,213	△ 3,283,315
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	89,182	86,062	3,120
預り金	125,033	121,485	3,548
流動負債合計	214,215	207,547	6,668
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	214,215	207,547	6,668
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	164,746,887	169,279,755	△ 4,532,868
(うち基本財産への充当額)	(155,790,000)	(155,790,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,055,866)	(11,090,856)	(0)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	168,498,683	171,788,666	△ 3,289,983
負債及び正味財産合計	168,712,898	171,996,213	△ 3,283,315

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	4,098,949	△ 436,151		3,662,798
定期預金	254,063			254,063
未収金				0
前金払	49,150			49,150
流動資産合計	4,402,162	△ 436,151		3,966,011
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	55,863,267			55,863,267
投資有価証券	99,926,733			99,926,733
基本財産合計	155,790,000			155,790,000
(2) 特定資産				
医療機器購入積立資産	3,506,316			3,506,316
移植医療推進積立資産	3,549,550			3,549,550
特定資産合計	7,055,866			7,055,866
(3) その他の固定資産				
医療機器	1,257,161			1,257,161
什器備品	160,650			160,650
その他の固定資産合計	1,417,811			1,417,811
(4) 無形固定資産				
ソフトウェア	483,210			483,210
無形固定資産合計	483,210			483,210
固定資産合計	164,746,887			164,746,887
資産合計	169,149,049	△ 436,151		168,712,898
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	74,983	14,199		89,182
預り金	100,026	25,007		125,033
流動負債合計	175,009	39,206		214,215
2. 固定負債				
固定負債合計				
負債合計	175,009	39,206		214,215
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	164,746,887			164,746,887
(うち基本財産への充当額)	(155,790,000)			(155,790,000)
(うち特定資産への充当額)	(7,055,866)			(7,055,866)
2. 一般正味財産	4,227,153	△ 475,357		3,751,796
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	168,974,040	△ 475,357		168,498,683
負債及び正味財産合計	169,149,049	△ 436,151		168,712,898

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	907,185	917,213	△ 10,028
② 特定資産運用益	160	833	△ 673
③ 受取会費	1,500,000	1,412,000	88,000
④ 事業収益	600,000	600,000	0
⑤ 受取補助金等	7,565,131	6,642,146	922,985
県受託金	6,305,969	6,096,202	209,767
日本臓器移植ネットワーク等	1,259,162	545,944	713,218
⑥ 受取寄付金	285,200	5,698,900	△ 5,413,700
⑦ 基本財産取崩振替額		0	0
⑧ 特定資産取崩振替額	4,450,450	3,400,000	1,050,450
⑨ 特定資産振替額	497,878	519,492	△ 21,614
⑩ 雑収益	0	0	0
経常収益計	15,806,004	19,190,584	△ 3,384,580
(2) 経常費用			
① 事業費	11,942,967	11,258,795	684,172
給料手当	7,477,254	7,353,995	123,259
退職給付費用	168,000	160,080	7,920
福利厚生費	1,166,924	1,153,444	13,480
会議費	0	0	0
旅費交通費	278,491	19,684	258,807
通信運搬費	556,903	387,516	169,387
減価償却費	497,878	519,492	△ 21,614
消耗什器備品費	0	68,200	△ 68,200
消耗品費	222,361	368,768	△ 146,407
印刷製本費	570,408	366,403	204,005
賃借料	185,237	196,825	△ 11,588
諸謝金	200,000	150,000	50,000
保険料	43,750	43,750	0
支払負担金	115,867	115,044	823
租税公課	43,300	51,000	△ 7,700
支払助成金	60,000	80,000	△ 20,000
委託費	356,594	224,594	132,000
雑費	0	0	0
② 管理費	2,620,152	7,615,440	△ 4,995,288
役員報酬	146,000	53,000	93,000
給料手当	1,463,537	1,467,477	△ 3,940
福利厚生費	231,856	233,906	△ 2,050
会議費	216	0	216
旅費交通費	2,000	2,000	0
通信運搬費	182,221	203,529	△ 21,308
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	8,208	17,300	△ 9,092
印刷製本費	59,997	13,756	46,241
賃借料	66,720	46,066	20,654
諸謝金	110,000	110,000	0
支払負担金	304,272	296,550	7,722
委託費	0	0	0
学会等共催事業開催費	0	5,130,000	△ 5,130,000
雑費	45,125	41,856	3,269
経常費用計	14,563,119	18,874,235	△ 4,311,116
当期経常増減額	1,242,885	316,349	926,536
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
特定資産取崩振替額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
固定資産除却費		0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,242,885	316,349	926,536
一般正味財産期首残高	2,508,911	2,192,562	316,349
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0
一般正味財産期末残高	3,751,796	2,508,911	1,242,885
II 指定正味財産増減の部			0
受取寄付金	445,460	666,968	△ 221,508
固定資産除却損	0	0	0
一般正味財産への振替額	4,978,328	3,989,192	989,136
当期指定正味財産増減額	△ 4,532,868	△ 3,322,224	△ 1,210,644
指定正味財産期首残高	169,279,755	172,601,979	△ 3,322,224
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0
指定正味財産期末残高	164,746,887	169,279,755	△ 4,532,868
III 正味財産期末残高	168,498,683	171,788,666	△ 3,289,983

正味財産増減計算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	決算額		
	公益目的事業会計 (事業費)	法人会計 (管理費)	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	907,185	0	907,185
基本財産受取利息	907,185	0	907,185
特定資産運用益	160	0	160
特定資産受取利息	160	0	160
受取会費	800,000	700,000	1,500,000
賛助会員会費	800,000	700,000	1,500,000
事業収益	600,000	0	600,000
あっせん手数料	600,000	0	600,000
受取補助金等	7,565,131	0	7,565,131
県受託金	6,305,969	0	6,305,969
日本臓器移植ネットワーク交付金等	1,259,162	0	1,259,162
受取寄付金	57,000	228,200	285,200
一般寄附金	57,000	228,200	285,200
学会等共催寄付金	0	0	0
50周年記念事業寄付金	0	0	0
基本財産取崩振替額	0	0	0
基本財産取崩振替額	0	0	0
特定資産取崩振替額	1,500,000	2,950,450	4,450,450
特定資産取崩振替額	1,500,000	2,950,450	4,450,450
特定資産振替額	497,878	0	497,878
特定資産振替額	497,878	0	497,878
雑収益	0	0	0
雑収入	0	0	0
経常収益計	11,927,354	3,878,650	15,806,004
(2) 経常費用			
役員報酬	0	146,000	146,000
給料手当	7,477,254	1,463,537	8,940,791
退職給付費用	168,000	0	168,000
福利厚生費	1,166,924	231,856	1,398,780
会議費	0	216	216
旅費交通費	278,491	2,000	280,491
通信運搬費	556,903	182,221	739,124
減価償却費	497,878	0	497,878
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	222,361	8,208	230,569
印刷製本費	570,408	59,997	630,405
賃借料	185,237	66,720	251,957
諸謝金	200,000	110,000	310,000
支払負担金	115,867	304,272	420,139
租税公課	43,300	0	43,300
支払助成金	60,000	0	60,000
委託費	356,594	0	356,594
保険料	43,750	0	43,750
学会等共催事業開催費	0	0	0
雑費	0	45,125	45,125
経常費用計	11,942,967	2,620,152	14,563,119
当期経常増減額	△ 15,613	1,258,498	1,242,885
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 15,613	1,258,498	1,242,885
一般正味財産期首残高	4,242,766	△ 1,733,855	2,508,911
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0
一般正味財産期末残高	4,227,153	△ 475,357	3,751,796
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	445,460	0	445,460
固定資産除却損	0	0	0
一般正味財産への振替額	4,978,328	0	4,978,328
当期指定正味財産増減額	△ 4,532,868	0	△ 4,532,868
指定正味財産期首残高	169,279,755	0	169,279,755
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0
指定正味財産期末残高	164,746,887	0	164,746,887
III 正味財産期末残高	168,974,040	△ 475,357	168,498,683